

東京都児童福祉審議会 令和5年期 第3回本委員会 議事録

1. 日時：令和7年1月10日（金） 17：59～19：58

2. 場所：都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A

3. 次第：

1 新委員紹介

2 議事

（1）社会的養育推進計画（案）について

3 報告

（1）里親制度の運営に係る見直しについて

（2）令和5年度における各部会の審議内容について

- ・里親認定部会
- ・子供権利擁護部会
- ・児童虐待死亡事例等検証部会
- ・保育部会

4. 出席委員：

柏女委員長、新保副委員長、青木委員、秋山委員、石田委員、榎沢委員、掛川委員、亀岡委員、川松委員、佐賀委員、高田委員、竹内委員、中板委員、永島委員、益田委員、宮田委員、宮原委員、山本委員、米原委員、米山委員、木村臨時委員、齋藤臨時委員、左近士臨時委員、田中臨時委員、都留臨時委員、能登臨時委員、古川臨時委員、武藤臨時委員

（オンライン出席）泉谷委員、加藤委員、鎌倉委員、川上委員、関野委員、中村委員、山屋委員、横堀委員、和地委員、増沢臨時委員

5. 配布資料：

- ・資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- ・資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

- ・資料 3－1 東京都社会的養育推進計画（案）の概要
- ・資料 3－2 東京都一時保護所の設備及び運営に関する基準についての緊急提言
- ・資料 3－3 「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」の概要
- ・資料 3－4 東京都社会的養育推進計画（案）
- ・資料 4 里親制度の運営に係る見直しについて
- ・資料 5 令和 5 年度における各部会の審議内容

開 会

午後 5 時 5 9 分

○子供・子育て計画担当課長 お待たせしました。本日はお忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより令和 5 年 第 3 回 東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。今回は、オンラインと対面の併用開催とさせていただいております。

私は福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長の平川と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。

本審議会の委員数は 43 名でございます。本日御出席とお返事をいただいている委員は 38 名、うち 10 名の委員にオンラインで参加いただいております。

所用のため御欠席とお返事いただいている委員につきましては、5 名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

また、少々遅れていらっしゃる委員がおられますが、それ以外の方は皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

最初に、お手元に配付いたしました会議資料の御確認をお願いいたします。

資料 1 が「東京都児童福祉審議会委員名簿」でございます。資料 2 が「東京都児童福祉審議会行政側名簿」でございます。資料 3-1 が「東京都社会的養育推進計画（案）の概要」でございます。資料 3-2 が「東京都一時保護所の設備及び運営に関する基準についての緊急提言」でございます。資料 3-3 が「「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」の概要」でございます。資料 3-4 が「東京都社会的養育推進計画（案）」でございます。資料 4 が「里親制度の運営に係る見直しについて」でございます。資料 5 が「令和 5 年度における各部会の審議内容」でございます。

以上の資料を置かせていただいております。過不足等はございませんでしょうか。

なお、本日の東京都児童福祉審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。オンラインで御参加の委員におかれましては、挙手をしていただきつつ、また、Teams の挙手ボタンも推していただきますようお願い申し上げます。

オンラインで傍聴されている皆様におかれましても、以降の録画等は御遠慮いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、前回、令和6年2月5日に開催いたしました第2回本委員会以降、新たに御就任いただきました委員の方について、資料1の名簿により御紹介させていただきます。

関野たかなり委員でございます。ウェブでの御参加になってございます。

米山明委員でございます。

(米山委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 和地仁美委員でございます。ウェブで参加いただいております。

また、専門部会において、臨時委員に御就任いただいている木村秀樹委員でございます。

(木村臨時委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 齋藤弘美委員でございます。

(齋藤臨時委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 左近士美和委員でございます。

(左近士臨時委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 田中れいか委員でございます。

(田中臨時委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 都留和光委員でございます。

(都留臨時委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 能登和子委員でございます。

(能登臨時委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 古川康司委員でございます。

(古川臨時委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 増沢高委員でございます。ウェブでの参加となっております。

武藤素明委員でございます。

(武藤臨時委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 行政側につきましては、資料2として名簿をお配りしてございます。変更のあった職員のみ御紹介させていただきます。

福祉局長、山口でございます。

○福祉局長 山口です。よろしくお願いします。

○子供・子育て計画担当課長 福祉局次長、浅野でございます。

○福祉局次長 浅野です。よろしくお願いします。

○子供・子育て計画担当課長 幹事を務めます政策推進担当部長、柳橋でございます。

○政策推進担当部長 柳橋です。よろしくお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 同じく幹事を務めます子供・子育て施策推進担当部長、瀬川でございます。

○子供・子育て施策推進担当部長 瀬川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 同じく幹事を務めます総合連携担当部長、竹中でございます。

○総合連携担当部長 竹中でございます。よろしくお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 書記を務めます保育支援課長、青山でございます。

○保育支援課長 青山でございます。よろしくお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 その他関係職員が出席しておりますが、資料2及び座席表をもって紹介に代えさせていただきます。

まず、議事に先立ちまして、福祉局長の山口から御挨拶を申し上げます。

○福祉局長 福祉局長の山口でございます。東京都児童福祉審議会第3回本委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日お忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より東京都の児童福祉行政の推進に御理解と御協力を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

本審議会でございますが、常設の4つの部会におきまして、それぞれが所掌する事項について御審議をいただきますほか、東京都が取り組むべき重要課題につきまして、専門部会を設置して御議論をいただき、御意見や御提言などをいただくものでございます。

本日、御意見を頂戴します社会的養育推進計画につきまして、現行計画は児童福祉審議会の専門部会におきまして、委員の皆様にご検討いただき、令和2年3月に策定をいたしました。本計画でございますが、中間年の令和6年度を目安として見直しを図ることとしておりまして、令和5年度末に国から次期の都道府県社会的養育推進計画の策定要領が示されたところでございます。これを受けまして、東京都では令和5年2月に本審議会におきまして新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討のための専門部会の設置について御承認をいただきまして、委員の皆様それぞれの専門的な見地からの御意見をお願いして

きたところでございます。

この間、柏女委員長、それから、新保副委員長をはじめまして、委員の皆様にはケアニーズの高い児童への専門的支援の充実、それから、一時保護児童への支援体制の強化などにつきまして大変精力的に御議論いただきましたことを心から感謝申し上げます。

本日は、専門部会で5回にわたって御議論をいただきました東京都社会的養育推進計画の全体像をお示しいたしまして、3月末の計画策定に向けて御意見を賜りたいと存じます。東京都の児童福祉の向上・発展のためには、委員の皆様の知識や御経験に基づく様々な御意見を頂戴し、東京都の施策に活かしていくことが大変重要となります。今後とも特段のお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 申し訳ございませんが、山口は所用によりここで退席させていただきます。

(福祉局長退席)

○子供・子育て計画担当課長 それでは、この後の進行につきましては柏女委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柏女委員長 皆さん、こんばんは。今期一番の寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございました。年の初めで慌ただしい日々ではないかと思いますが、私も今日は担当している学部の授業の試験がありまして、学生たちはようやく何かほっとしたような、しかし、ほかにまだ続くのですが、そんな感じで試験が終わってすぐに出てまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は今期3回目、令和5年から始まった今期ということで3回目ということになって、おそらくおよそ1年ぶりぐらい、2回目と3回目は1年ぐらい空いていたのではないかと思います。その間も今、福祉局長からお話がありましたように4つの部会では様々な議論が進められておりますし、また、重要事項である社会的養育推進計画、これの策定については専門部会を設けて、今日も臨時委員の方を中心においでいただいておりますが、議論をしていただきました。今日はその結果について御報告をいただくとともに、審議をさせていただきたいと思います。

また、併せまして今期で退任される方もいらっしゃいますので、その方に時間が余れば少し御挨拶なども頂戴できればと思っております。2時間を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に社会的養育推進計画、審議事項の1番目になりますが、そちらについて議論を進めていきたいと思います。

先ほどお話がありましたように、これまで専門部会で十分に議論を重ねてきたところではございますが、今日は計画の全体案についてお示しをいただいております。

それでは、事務局から御説明をしていただいて、それから、この計画の専門部会の部長を務めていただいた新保副委員長からコメントなども頂戴しながら議論を進めていきたいと思います。

それでは、事務局よりよろしくお願いいたします。

○企画課長 福祉局子供・子育て支援部企画課長の吉川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料3-1「東京都社会的養育推進計画（案）の概要」、資料3-2「東京都一時保護所の設備及び運営に関する基準についての緊急提言」、資料3-3「「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」の概要」、資料3-4「東京都社会的養育推進計画（案）」、こちらを用いまして御説明をさせていただければと思います。

まず、資料3-1「東京都社会的養育推進計画（案）の概要」を御覧いただけますでしょうか。

まず、「経過と今後の予定」でございます。福祉局長から、また、今、柏女委員長からお話がありまして、専門部会を立ち上げまして、令和6年の6月から12月にかけて5回専門部会を開催してまいりました。臨時委員に選任された委員の皆様には大変熱心に御議論いただきまして、改めましてお礼申し上げたいと思います。

その中で、こちらの2つ目ポツにございますとおり、一時保護の体制強化につきましては、この間、5回の議論の途中で専門部会のほうから、令和6年11月8日に緊急提言という形でいただいております。また、3つ目のポツにございますとおり、令和6年12月2日にはこの5回の議論のほかに集中討議といたしまして、児童自立支援施設における心理的・治療的ケアの専門的支援の充実にについて御議論をいただきました。今日は本文の話になる前に資料3-2「東京都一時保護所の設備及び運営に関する基準についての緊急提言」と資料3-3「「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」の概要」を用いまして、若干その内容について触れさせていただきたいと思います。

4つ目のポツにございますとおり、この後、計画の予定でございますが、本日御意見を頂戴して、その意見を踏まえまして、令和7年2月にはパブリックコメントといたしまし

て公表いたしまして実施した上で、また、そのパブリックコメントの御意見を踏まえて3月末に計画を確定しまして公表という運びとさせていただきたいと思います。

それでは、計画の説明に入る前に資料3-2「東京都一時保護所の設備及び運営に関する基準についての緊急提言」でございますが、議論の中の途中で令和6年11月8日に一時保護所の設備、運営基準についての緊急提言をいただきましたので、こちらの御紹介を簡単にさせていただきます。

国が令和6年4月に児童福祉法の改正を行いまして、国が内閣府令で定める一時保護施設の設備及び運営基準に従いまして、または参酌の上、都道府県で一時保護条例を制定するということが求められたところでございます。一方で、東京都の一時保護所においては一時保護を必要とする児童が多数存在することや、一時保護期間の長期化、また、ト一横キッズと呼称される児童が都内では増えているというような、こういった状況を踏まえまして、法令上の配置基準を満たすだけでは児童の権利擁護、個別的なケアを確保することが難しいという御意見をいただきまして、緊急提言という形で提言をいただきました。

この提言は別紙、裏面のとおり3ついただいているところです。東京都としましては、この提言を受けまして、すぐに令和7年度の予算要求や人員要求、また、本文の計画の中に具体的に明示して、今後の施策の方向性を位置づけたところでございます。

具体的な提言については別紙に記載のとおり3つございまして、1つ目はまず「「1児童相談所1保護所」に向けた整備の推進」ということで、東京都の児童相談所は都内に11か所ございますが、必ずしも全ての児童相談所に一時保護所があるわけではないので、今、広域的に一時保護をしているわけですが、今後は児童と地域のつながりの保障や原籍校への通学を考慮すると1児童相談所1保護所を方針とした整備が必要であるということや、児童の受入れ実態に合わせて定員も十分に確保してほしいというような提言をいただきました。

2点目といたしましては、「一時保護所における職員の人員体制の強化」ということで、児童の権利擁護、必要な個別ケアを確保する観点から、配置基準の考え方については、例えば、日中において学齢児については常時3人に対し職員1人を配置するというような手厚い体制が必要ではないかという提言を受けております。

また、3つ目といたしましては、「児童の権利擁護の推進」ということで、通学の支援を行うために必要な職員の体制の確保や、また、4つ目のポツにございますとおり、家庭的な環境下で児童の支援ができるように小規模ユニットに努めること、また、居室は原則

個室とするなどの提言をいただいたところでございます。

非常に重要な提言をいただきまして、特に人員、職員の増計画につきましては中長期的に取り組むこととなりますので、計画本文には年次ごとの増員計画を明示させていただいたところでございます。後ほど御紹介をさせていただきます。

続きまして、資料３－３「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」の概要でございます。

こちらは５回の専門部会のほかに令和６年１２月２日に集中討議を行ったものでございます。都内には都立の児童自立支援施設が２か所ございますが、その児童自立支援施設、本来は主訴を非行とする児童が入所する施設でございますが、近年は虐待によるトラウマの症状から精神障害、発達障害の課題を抱え個別専門的な対応が必要な児童が増加しており、また、児童精神科への通院や服薬治療中の子供が増加しているという状況の中で、こちらに記載のとおり、虐待の子供９割、発達障害は６割、精神科通院６割などの状況を鑑みまして、集中的に討議を行って、児童自立支援施設の今後の役割と体制強化について御議論いただきました。

３つのテーマで検討していただきまして、１つ目の「生活寮の運営体制強化」につきましては、現在１寮につき１２人の定員でございますが、それを小規模化する必要があるですとか、ケアワーカーの増配置が必要ではないかというような御意見をいただきました。

また、２つ目の「心理支援体制の整備」については、現在も心理職は配置しているのですが、増員が必要ではないかという御意見もいただきました。

また、３つ目の「アフターケア実施体制の充実強化」でございますが、現在は寮の職員が支援をしているところなのですが、自立支援担当職員を専属で配置する必要があるのではないかというような御意見をいただきました。この御意見につきましても、それぞれ計画の本文に反映をさせていただいております。

資料３－１「東京都社会的養育推進計画（案）の概要」にお戻りいただきまして、第１章から順番に御説明をさせていただきたいと思います。資料３－４「東京都社会的養育推進計画（案）」の本文と併せて御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、「第１章 計画の基本的な考え方と全体像」ですが、本計画については２つ目のポツにございますとおり、現行の計画作成をしたときと大きな違いといたしましては、都内に８つの区立児童相談所、今は品川区も含めると９区になるのですが、８つの児童相談所の設置区が同様に社会的養育推進計画を策定する予定でございます。こういった区児童

相談所の計画と整合性を図って今回は策定をしたというようなところがございます。現行計画については令和２年度から令和１１年度の策定期間ですが、今回は令和７年度から令和１１年度の計画として新たに策定をするというものでございます。

計画の全体像といたしましては、ポイントとして２つございまして、「家庭養育優先原則」、「パーマネンシー保障」というこの２つを、計画の共通の貫く考え方として位置づけを行いました。

続きまして、第２章でございます。「第２章 東京都の状況について」は、人口や里親の状況、施設の入所状況などについて記載をしている章立てでございますが、本文でいうと１３ページ以降に記載をしているところでございます。

その中のポイントといたしまして、資料３－１「東京都社会的養育推進計画（案）の概要」に３つ掲げております。「代替養育を必要とする児童数の推計」を行っております。こちらは本文の２７ページ以降に記載をしているところでございます。今回、東京都全域の代替養育を必要とする児童、つまり里親の委託児童、施設入所が必要な児童数の見込みですが、こちらについては都の管轄分と区児童相談所、設置区が管轄する児童と同じ算定方式を用いまして、それを合わせて合算した形で今回は代替養育を必要とする児童数の推計を行いました。

その結果、令和１１年度４，５２８人、代替養育を必要とする児童数の推計となっております。詳しくは本文の２７ページ以降に記載をしているところでございますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、２つ目のポイントといたしましては、「里親等委託率の目標値の設定」でございます。本文の具体的なページは３２ページから記載をしているところでございます。現行の里親委託率の目標値につきましては３７．４％を目指しているところでございますが、着実にその委託率については伸ばしているところでございますが、まだまだ令和１１年度の３７．４％には今以上に強力に施策を推進していかなければいけないというような状況でございます。その３７．４％という目標設定につきましては、引き続き維持をいたしまして、次期計画、令和７年度から令和１１年度の計画におきましても、このまま３７．４％の達成に向けて着実に実績を伸ばしていければというように考えているところでございます。本文の３２ページの考え方のところに記載をさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

３つ目のポイントといたしましては、子供へのアンケート・ヒアリングを実施いたしま

した。こちらについては、本文の３５ページから記載をしているところでございます。今回初めて子供へのアンケート・ヒアリングを実施して、今回掲載をさせていただいております。こちらは今後令和１１年度までの計画の進捗、また、その評価指標にも活用できるように継続的にアンケートは実施していきたいと思っているところでございます。こちらにも詳細の御案内は割愛させていただきますが、今回は児童養護施設、自立援助ホーム、里親ファミリーホームに措置されている児童２４名と、都の一時保護所に入所・退所後の児童合わせて８６名の児童の方に御協力いただきまして、アンケート・ヒアリングを行ったところでございます。結果につきましては、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、裏面でございますが、「第３章 東京都における具体的な取組」でございます。

こちらは本文の５１ページから記載をしているところでございます。９つの目標を基に具体的な取組の方向性を記載しているところでございます。９つの目標の中で、新規で今回次期計画に項目立てした目標については４つございまして、まず「目標１ 当事者である子供の権利擁護の取組の充実」、「目標２ パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」、「目標５ 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」、「目標９ 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」、この４つについては新たに項目出しをして計画に位置づけたところでございます。

５１ページから参考に見ていただければと思うのですが、全体の構成といたしまして、９個の目標全て同じスタイルで記載をしております。まず「目指す方向性」を冒頭に入れまして、その後、「現状・これまでの取組」を記載いたしまして、５３ページをおめくりいただきまして、その後、「課題と取組の方向性」をまとめております。ここには取組の方向性について、枠で囲んでおり、取組を複数記載しているところでございます。

最後、５６ページをお開きいただきまして、こちらに「評価指標」ということでそれぞれの取組に沿った形で、これから政策の評価を行うための評価指標を目標値と併せて設定して、記載をしているところでございます。現行計画との違いは、この大きく評価指標が今回東京都として具体的に示す形になっております。この指標によっては毎年調査を行って、児童福祉審議会で報告をするというような形になっているところでございます。

資料３－１「東京都社会的養育推進計画（案）の概要」の「第３章 東京都における具体的な取組」にお戻りいただきまして、まず「目標１ 当事者である子供の権利擁護の取組の充実」でございます。こちらは主なもののみの御紹介とさせていただきたいのですが、

まず、意見表明等支援員を令和6年度より試行的に導入しておりますが、こちらの導入先の拡大や、子供の権利に係る啓発の充実などによる子供の権利擁護の取組を一層推進していくということで記載をしております。

続きまして、「目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」でございます。こちらにも計画を貫く考え方の1つとしてパーマネンシー保障というものを今回改めて記載しているところですが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施することによって、子育て家庭に対してショートステイなどの家庭支援事業を活用して、虐待に至る前の未然防止に係る支援を充実していきたいというように考えております。

「目標3 家庭と同様の環境における養育の推進」でございます。こちらは本文の65ページ以降に記載しております。家庭と同様の環境における養育の推進、里親委託を推進していくために効果的なリクルート、里親への支援を充実していくですとか、実親や親族による養育ができない児童について特別養子縁組も検討するなど、子供の最善の利益の観点から取組を推進していくという形で記載しております。

「目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」でございます。本文の72ページから記載をしております。こちらは家庭的な環境としての小規模化、地域分散化と、ショートステイなどの施設の機能に応じた多機能化、一時保護機能も含めた多機能化について同時に推進していくという内容を記載しております。

続きまして、「目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」でございます。本文の78ページ以降から記載をしております。これが今回新たに項目立てしたものの1つになりますが、ケアニーズの高い児童が増えているという現状を踏まえて項目立てをしております。具体的には先ほど御紹介をさせていただきました81ページを御覧いただきまして、「児童養護施設の支援体制の強化」が「取組1-1」でございますが、その下、「取組1-2」に集中討議で御意見いただきました「児童自立支援施設における支援体制の強化」について記載をしているところでございます。

続きまして、「目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」でございます。こちらは本文の84ページから記載をしております。こちらにも引き続きの項目ではございますが、施設入所児童の退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進、経験者の実情を把握し必要な援助に取り組むということで、新たな取組も記載をしているところでございます。

続きまして、「目標7 児童相談体制の強化」でございます。こちらは本文の88ペー

ジから記載をしております。引き続き児童福祉司の計画的な増員や、また、今回東京都の管轄の見直しに伴いまして、都児童相談所の新設についても91ページからでございますが、記載をしております。また、92ページでございますが、総合調整により東京都と区市町村の一体的体制ということで、児童相談センターの体制を強化いたしまして、区立児童相談所を含む東京都全体の児童相談業務の総合調整機能の強化について記載をしております。

続きまして、「目標8 一時保護児童への支援体制の強化」でございます。本文の95ページからでございますが、こちらは先ほど提言いただいた内容を踏まえて記載しているところでございます。具体的には97ページ、一時保護所の整備の検討、また、98ページの「(取組2-4) 手厚い人員配置に向けた人材確保の充実」については年次ごとの職員の増員計画についても記載をしているところでございます。

最後、「目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」ということで、これも今回新たに設けた項目でございますが、都児童相談所における人材確保・育成、また、東京都と区市町村で児童相談部門の合同研修、人事交流を実施するほか、施設における職員採用、定着を支援するというような内容を記載しているところでございます。

最後に「第4章 計画の進捗評価と見直し」でございます。こちらは本文の105ページから記載をしております。社会的養育推進、社会的養護を取り巻く現状はかなり大きく変革が起きているところでございます。児童福祉審議会の中で進捗管理をしっかり行っていくとともに、中間の見直しということで令和9年度を目安として、必要な場合には計画の見直しを行い、取組を一層推進していくということで最後は記載をさせていただいているところでございます。

雑駁ではございますが、概要の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて先ほども少し申し上げましたが、この児童福祉審議会の副委員長でもあり、専門部会の部会長として計画策定の検討に向けて御意見の取りまとめをいただきました新保副委員長からコメントを頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○新保副委員長 新保でございます。

専門部会につきましては、令和6年6月25日に1回目を開催し、計5回の専門部会を実施してまいりました。社会的養育推進計画の議論を、専門部会の委員の方々の御尽力を得ながら進めてまいりました。

特に多くの委員から御意見をいただいた要素が3つございました。1つ目がパーマネンシー保障に関することで、東京都の計画案の中でも特に重要な理念として位置づけられました。2つ目が一時保護児童への支援体制の強化ということです。支援体制の強化に向けて、先ほど御紹介がありましたように専門部会として東京都に緊急提言を実施させていただきました。3つ目が心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に関することで。ケアニーズが高い児童、心理治療が特に必要な児童が増えており、多くの児童養護施設や児童自立支援施設で奮闘して養育に努めている様子、現場の方々が奮闘されている様子を感じることとなりました。このため、特に児童自立支援施設については5回の専門部会のほかに集中討議を実施し、取りまとめを行ってまいりました。

専門部会における議論の様子、概要は以上のとおりでございます。専門部会の委員の皆様については、著しくとても短期間でございましたが、貴重な御意見をいただき本当にありがとうございます。

以上でございます。

○柏女委員長　ありがとうございます。

それでは、30分ぐらい御意見、御質問などを頂戴する形にしたいと思いますが、まず最初に、専門部会で御参加いただいた委員の皆様から感想あるいは修正御意見あるいは補足説明などなどありましたらお願いをしたいと思います。委員の方、臨時委員も含めて御意見を頂戴できればと思いますが、何かございますでしょうか。

特にもう議論を出し尽くした感じはありますか。本当に口角泡を飛ばすような真剣な議論が行われていましたので、かなり最後まで調整もしておりましたので、御意見も出尽くしたかなという感じもございますので、それでは、もちろん専門部会の委員の方々にも御発言いただいて構わないのですが、この本委員会の委員の方々から御意見を頂戴できればと思います。先ほど事務局のお話にありましたように、これを踏まえて一部必要な修正を行った上でパブリックコメントにかけるといいますので、この報告をそのまま認めてほしいということではございませんので、何か委員の方々からあればぜひお出しただいて、さらに充実したものにしていければというように思っております。

では、どなたからでも結構です。

青木委員、お願いします。続いて川松委員、お願いします。

○青木委員　専門部会の委員の皆さんには真剣な議論をしていただいて、取りまとめていただいてありがとうございます。この案についてということでもないのですが、2つばかり

お願いといたしますか、さらに充実をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

1つ目は、当事者の意見を聞くということで、ここでもアンケート調査がありますが、私もここ1年ぐらいの間に小学生、中学生、高校生との対話等も始めたり色々なアンケートも取ったりしています。広くですが、やはり直接対話をしてみると、本当に今まで分からなかったことが分かったり、得られる知見というものは非常に大きいなということを改めて感じているところです。ぜひ今回もアンケートはありますが、これ以外にも直接どうやったら色々な意見が、本当の思いが受け止められるのか、それについてはぜひこれからも工夫をしていただくようなことを考えていただければと思います。どうしてもアンケートというものは全体的な要素としてあるのですが、そのほかのこともぜひ取り組んでいただけたらより充実できるかなというように思います。それが1点です。

それから、もう1点はこの提言の中にもあるのですが、一時保護所等を葛飾区も実は令和5年から区の児童相談所をつくりまして、そこで実際に受け入れて取り組んでいます。そこで1つ、ここで見えても感じたことなのですが、子供たちの学力の低下といたしますか、もちろんもともと個性がありますから高い人も低い人もいるのですが、全体としてどうしても勉強の機会を失ったり色々している方が多いということで、学力の確保について積極的に取り組んでいかないと、もともとに回復したときにも色々な課題が残っていくのかなと思うので、ぜひ学力を継続的に支援できるような仕組みについてはお願いをしたいなというように思います。その2つをお願いします。

○柏女委員長　ありがとうございました。

とても貴重な御意見を頂戴できたかなというように思います。たくさんの御意見もいただいた上で、後で生かせるものを生かしていきたい、それから、計画そのものに入れないものがあっても、今の御意見などは運用上とても大切なことではありますので、そこに生かしていきたいというように思います。ありがとうございます。

では、川松委員、お願いします。

○川松委員　ありがとうございます。

とても充実した内容の濃い推進計画を策定いただきまして、ありがとうございました。

3点御意見と1点御質問したいなと思うのですが、まず措置児童数の推計なのですが、措置児童数が令和11年度に向けて増えるという想定をされているのですが、減らしていくということは可能なのだろうかというように考えるところです。具体的には、措置解除

の率を上げていくことが可能なのではないかなと。特別区の児童相談所を見ていると、そういう事例があるわけですが、児童福祉司、児童心理司はこれから職員が増えていって持ちケースが減っていく。動きがよくなっていって活動が充実していく中で措置解除はきっと増えると思われますので、それが想定できるのではないかということと、あと、地域の子育て支援でショートステイが十分活用されるとか、地域の様々な居場所につながるとか支援が充実することで、分離しなくて済む家庭は増えるというように考えます。

例えば、里親ショートステイの目標も盛り込まれていますが、地域での里親のショートステイはとても有効な支援資源だと思うのですよね。そうしたものが充実することで、分離しなくてよい家庭が増えると思います。少し横道にそれますが、ぜひ地域で里親が直接実親と交流しながら支援していくような、そういう里親支援の枠組みができていくとよいなど。そのためには相当な支援が必要ですが、地域で里親が実親、親子を含めて支援できるようにっていくことが、将来的には理想だなと思うのですが、そういったことも含めて、子育て支援充実の中で、結果必要な措置児童数が減っていくという推計が可能なのだろうかというように思います。実際そういう推計をされている自治体もあると思いますので、そうしたことも今後検討いただけたらよいなと思うことが1つです。

2つ目は児童自立支援施設ですが、心理的なケアや十分な支援が必要だと思うのですが、本来は東京都に児童心理治療施設があって、適切な支援が行われている、ケアが行われていることが理想だと思うのですが、現実にはないので、結果、児童自立支援施設に対応の難しい子供たちが来られていて、対応にとっても苦慮されているのが現実だと思います。ですので、現状では児童自立支援施設の支援を十分に行えるように強力なバックアップが必要だと思います。ですので、今回の出されている提案はとてもよいと思うのですね。児童自立支援施設における心理的なケアが十分行われるような充実、あるいは子供たちの定員と職員との比率も含めて、ぜひここに盛り込まれているような内容を積極的に推進していただきたいというように思います。

3つ目は一時保護所ですが、1児童相談所1保護所という方針を出されていることについて、ぜひこれを積極的に推進していただきたいと思います。やはり児童福祉司、児童心理司が身近にそばにいて、いつも会える状況であるということは、子供の支援が推進できる、進む要素になると思うのですね。相談部門と保護部門が一体的に支援もできますし、それから、広域であれば学校に通うということはなかなか難しくなりますが、自分の住んでいるところに近いところに保護されるのであれば学校に通える可能性も高まりますので、

ぜひ身近なところに一時保護所がある状況をつくっていただきたいというように思います。

国の一時保護施設の設備及び運営に関する基準がようやくできましたが、一応標準としては1ユニット6人を標準にしているので、国の基準では。やはり規模の小さい中で生活することで子供たちも落ち着くというところが見られますので、ぜひ1ユニット6人体制を実現するためにも、1児童相談所1保護所という体制をぜひとも推進していただきたいなというように思います。

1点御質問というのは、子供たちからのヒアリングやアンケートをされているのはとてもよかったと思うのですが、この計画が策定されて、そのヒアリングやアンケートをしてくださった子供たちに対するフィードバックが必要だと思うのですが、今後意見を寄せてくださった子供たちに対するフィードバックはどのようにされるのかという点を1点伺いたいと思います。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。3つの御意見はとても大切な視点を御提示いただいたなというように思います。

質問については、いかがでしょうか。専門部会でも議論にはなっていたと思いますが、事務局でありますか。お願いします。

○企画課長 ありがとうございます。

アンケート、ヒアリングに御協力いただいた子供へのフィードバックということですよ。こちらは今後検討していきたいと思います。あと、専門部会でも御意見いただいたのですが、この計画はつくって公表しても、なかなか子供は見る機会がないと思いますので、子供も触れられるような、見られるような形できちんと公表してほしいという御意見もいただいていますので、子供向けも、フィードバックも含めて今後検討していきたいと思います。

○川松委員 A4、1枚、裏表ぐらいで子供が分かりやすい簡単な、概要版はもっと子供が分かりやすくなっているようなものはつくれるような気がするので、ぜひつくっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○企画課長 ありがとうございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

佐賀委員、お願いいたします。

○佐賀委員 委員の佐賀です。ありがとうございます。

今回、計画策定をありがとうございました。取組の内容等具体的に書かれているのですが、この評価の指標の定め方それ自体について、この取組の内容との関連性が明確にならないと見直しを検討するときにあまり意味が出てこないのかなと感じております。ここでも目標値で「増やす」とか、例えば、77ページの取組1-1「グループホームの定員数」については、現状1,106名の目標値を「増やす」とありますが、例えば仮に1,110名であれば、これは増えたという、目標を達成したということの意味するような目標値の定め方だと、あまりやはり意味がないように思うのです。ここはやはり具体的な数値目標を掲げていただいて、何ゆえ達成できなかったのか、そもそもこういった目標設定それ自体が間違っていたのではないかなどの見直しの契機にするためには、現状のこの目標値の定め方の状態だと、今後一応最後には見直しをするということを御予定されているようであるならば、これでは足りないのではないかなと思っております。せっかく取組内容や重点課題をかなり明確にされていますので、ここの目標値、評価指標については再度見直しをしていただけないかなと思ひまして、意見させていただきます。よろしくお願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。これも専門部会でも色々意見は出ていて、事務局も口ごもったところもあったのですが、何かあったらお願いします。

○企画課長 ありがとうございます。できる限り具体的な数値目標が入れられるものについては、改めて検討させていただければと思います。今日は具体的に数字が言えるわけではありませんが、持ち帰って可能な範囲で検討していきたいと思います。

基本的には、国の策定要領で定めている政策目標を全国で都道府県が一律に比較できるような形ということで、国が定めている目標を基本は設定しております。それプラス東京都のオリジナルの指標も中にはございます。目標値に関しましては、御指摘のとおり数値目標が具体的に書けるものがあれば検討していきたいと思ひます。ありがとうございます。

○柏女委員長 では、よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 秋山です。

2点ほどお願いしたいことがあります。

まず1点は、この緊急提言の中で、「提言①「1児童相談所に1保護所」に向けた整備

の推進」に「児童の地域との繋がり保障」というところがあり、これは大変ありがたいと思っています。地域との連携をしていただくことはとても大事で、そのときに地域の学校、園、医療機関との情報共有の在り方を検討していただきたいと思っています。その情報共有をしながら、おそらく地域が育ってくるのではないかと思います。そして、そのことについては「第3章 東京都における具体的な取組」の「目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」につながっていくのではないかと思いますので、ぜひ地域を育てる、連携するということをお願いしたいと思っています。

2点目は「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」、これもこの時期にしっかり討議していただいたことに感謝申し上げます。これまでトラウマのある児童の治療的介入というものは非常に深くされていましたが、それに比して発達障害に関する心理、発達の点は少し薄かったのではないかと感じる場合があります。そこで、青木委員が先ほどおっしゃいました学力、それから、心理、発達のところにも重点を置いていただきたい。その際、「福祉職や心理職をサポートするためにも、精神科医師によるバックアップ体制が重要」とありますが、子供の年齢によっては保健、小児科、児童精神科医などほかの医療も必要ではないかと思いますので、そこも含めて考えていただければと思います。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

鎌倉委員が挙手されていらっしゃいますか。お願いしたいと思っています。

○鎌倉委員 ショートステイのことなのですが、「目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」のショートステイの活用というところでは、子供が一時保護に至る前のところで地域の重要な取組というものがあると思うのですが、一方で、例えば保育所ですとならし保育が非常に必要だということはあると思うのですが、ショートステイの子供は、乳児に関して言いますと、突然預けられるような形で子供への負担が非常に大きいということがあります。突然死もやはり預かって最初のときに1番リスクが高くなるということがありますので、ショートステイの充実を図る場合には、必ずそこに職員の確保や職員の力を上げるということと一緒にやっていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○柏女委員長 ありがとうございます。

そのほかにはいかがでしょうか。

亀岡委員、お願いいたします。

○亀岡委員 亀岡でございます。

大変御丁寧な御説明ありがとうございました。

私からは緊急提言についてですが、非常にすばらしい内容かなと感動しながら読んでおりました。緊急提言の表面の最後のほうに「部会の議論を待たずに取り組むことが可能な事項について、できるだけ早期に着手すべきであるため、別紙のとおり緊急提言を行う」と書いているのですが、具体的な提言を見ると配置基準だとか、例えばユニット型にするとか、結構予算や時間もかかりそうな部分もあるのですが、これは議論を待たずに取り組むことが可能な事項なのだというようになっているのですが、この辺りの具体的な時期については、できるだけ早期という表現は非常に分かりやすいのですが、そういう時間的な時系列はどのように考えられているのでしょうか。予算もあるでしょうし、お願いします。

○柏女委員長 分かりました。これは御質問ということでしょうか。

○亀岡委員 はい。

○柏女委員長 事務局のほうでお願いしたいと思います。

○事業調整担当課長 事業調整担当課長の横森と申します。

取組などにつきましては、この提言を踏まえまして、すぐに着手可能なものもございます。例えば「提言①「1 児童相談所に 1 保護所」に向けた整備の推進」の「児童の地域との繋がり保障」などにつきましては、あるいは相談部門と保護部門との連携ということで、1 児童相談所 1 保護所が全て実現せずともできるようなことは、ケースワーク上からも取り組んでいくという意味も込めているところでございます。また、ユニットや個室などにつきましては、おっしゃるとおりハード面の整備になりますので、非常に時間もかかる場所ではありますが、例えば改修などによりまして、完全に個室化やユニット化にならずとも家庭的な環境が実現できるように、できる場所はすぐに着手していくという意味でございます。

特に「提言③児童の権利擁護の推進」の「通学の支援を行うこと」というところでは、民間事業者の活用なども御提言いただいております。民間事業者の活用については今後検討させていただきますが、民間事業者によらずとも、例えば児童福祉とかそのような形で必要な子供については通学の支援を保障していくような取組も、できる場所はすぐに着手していくということになります。

残りにつきましては予算が伴うようなものになりますので、できるだけこういったこと

が実現できるような形での引き続きの事業化なども目指していきたいと考えております。

○柏女委員長 亀岡委員、よろしいでしょうか。

○亀岡委員 ありがとうございます。

1点だけですが、小規模なユニットというところなのですが、集団でいるのとユニットで、個室でいるとなるとかなり面積が変わると思うのですよね。ですので、今あるところを分ければよいという問題ではなくて、新たに拡大していくということをしないと、個室になったときに窮屈な個室ではなくて本当の意味の普段の自分の生活が保てるような、そういうことをしなければ意味がないので、このユニット化と言われていることは非常によく分かるのですが、現実的にやるとなると、結構時間と予算も、また場所も含めて、あと実際にまだ一時保護所がないところもあるので、そこも含めてやるとなると、本当に緊急性があるということと、できるということとのマッチングですか、ここは非常に取り組むことが可能な事項ということで、私はぱっとできるのだと理解したのですが、実際内容を読むと、必要なのだろうけれども結構大変なことなのかなというように思いましたので、ぜひ併せてよろしくお願ひしたいと思っています。

○柏女委員長 ありがとうございます。緊急提言は議論の最中に、とにかく令和7年度の予算に上げていくということを中心にしたもので、それ以外のところについては、単年度でできないものは行政計画の中に盛り込んでいくという形でやっておりますので、行政計画の中に盛り込めたということは、それなりに東京都としてもやろうという意気込みがあるのではないかとこのように我々は期待をしております。ぜひまた御意見などをいただいて、プッシュしていただければうれしいなと思っております。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

石田委員、お願いいたします。

○石田委員 本当にたくさんの観点から今回計画をおまとめいただきまして、どうもありがとうございます。

その上で1点、「第3章 東京都における具体的な取組」の中で「目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」の部分でございます。大変立派な計画ではありますが、何をするにもやはり人材というところが足りていない、十分でないとなかなか取り組めないというのが現状でございます。その上でこの目標を掲げていただいたということにつきましては、大変有意義なことだというように思っているところです。

ただ、その上で、特に今、施設現場におきましては、夜間勤務帯に対する職員の負担感

が非常に大きくて、本当に若い職員が集まらない、新規の職員が集まらないので新しい事業ができないということは周辺の施設からも多数声を聞いております。そこを東京都として後押しするのだというところをもう少し強い口調で何か表現していただけると、現場としては大変ありがたいなというところでございます。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。精いっぱい頑張ってください事務局、行政のほうでも頑張っていたいたようですが、何かコメントございますか。

○育成支援課長 育成支援課、岡本です。

人材育成の部分は「目標 9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」にも入っていますし、施設の体制の確保という意味では「目標 4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」、「目標 5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」の辺りにも入っておりますので、またいただいた意見を踏まえてもう少しニュアンスなどで前向きな感じが出せるかどうかというところも含めて、検討させていただきます。ありがとうございます。

○柏女委員長 石田委員の施設には私のゼミの卒業生も施設長をさせていただいておりますので、私からもお願いをしたいと思っております。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員 私は「11 子供へのアンケート・ヒアリング調査（一時保護所）」についてお聞きしたいのですが、本文の 42 ページを見ますと、「就学前の児童から高等学校 3 年生まで」の調査があつて、就学前の子供が 8 名回答となっています。児童福祉司の方がサポートしながら口頭で聞き取るというような工夫をして調査をされているのですが、対象が幼児から高校生までとなると、発達段階は当然異なっており、それに応じた接し方などが当然求められると思うのですね。

それで、幼児が色々感じていることを拾い上げていくのはかなり難しいのだろうと私は思うのです。中学生、高校生は言葉で自分のことを述べたり、あるいは客観視することはできますが、幼児の場合にはなかなかそれが難しい。発達段階によってインタビューの仕方も変えなくてはいけないことがあるかなと思っております。特に私は保育を専門にしておりますので、乳幼児のことに関心が高いのですが、幼児へのアンケートあるいはヒアリングということで、どれくらい子供の思っていることを拾い上げることができたのかなと

いうことが1つ疑問点としてあります。

それから、資料を見ると色々な要望が出てきています。当然それぞれの子供の立場からすると、これが欲しい、あれが欲しいということはやはり出てくるわけですが、育てる側、つまり私たちのほうからしたら、何を大事にするかということがやはり必要になってくると思うのですね。出てきた要望というものを、つまりアンケートで分かった事柄というものを、どのように現場に生かしていこうと考えていらっしゃるのかということがもう1つの疑問点としてあります。

それで、最初に言いましたように、発達段階によって子供にとって必要なこと、言わば発達課題は違って来るわけなので、それを適切にやってあげることが子供の成長、発達を適切に伸ばしていくことにもなると思うのですね。やはり、通常の生活をしている子供たちと施設等で生活せざるを得ない子供たちとは、当然色々配慮する点は違って来るわけです。出てきたことに対して実現してあげたいものはどれか、よくないものはどれかというような、そういう価値判断をどうしても我々はする必要があると思うのですね。ですから、分かってきたことを子供たちにどう納得してもらうようにしていくのか、つまり、あなたたちが言ったこのことについてはとても大事だから実現していくように努力しますよ、しかし、このことはそうではないのだというようなことを、子供にやはり納得してもらう必要があるかと思うのですね。そのような子供たちへの丁寧な説明が必要だろうと思います。

やはり何度も言うように、分かったことをどう実際の現場の中で生かしていくのか。それはもうそれぞれの施設任せなのか、それともこのことが大事なのだということを十分に議論しながら、子供たちから分かったことのエッセンスをまとめていくということをしながらか、各施設にそれを反映していくというようにするのかでは、やはり違うだろうと。それぞれの施設任せですよとなってしまうと、かなり判断が分かれてきてしまうことがあって、それでは子供たちの最善の利益を守ることにはつながっていかないと思うのです。多くの子供たちにとってよりよいことを全部できるわけではないので、最善のところをどう探っていくのが重要ということですね。それを今後考えていこうとされているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○柏女委員長　ありがとうございます。特に幼児のヒアリングあるいはフィードバック、それから、そこで聞かれたことをどう生かしていくのか、ミクロレベルで生かしていくやり方があるでしょうし、各施設のメゾレベルでやることもあるし、それから、東京都として

マクロレベルで生かしていくということもあると思うのですが、それらをどのように考えていったらよいのかということについて貴重な御意見を頂戴いたしましたが、何か事務局のほうで今のところありますか。

○事業調整担当課長 幼児につきましては、一時保護所の中でヒアリングといいますか、実際一緒に生活場面に入りまして聞き取ったというような形での意見聴取をしております。アンケートではなく、そのような形でさせていただきました。一時保護所におきまして、よいことと楽しいこと、そうではないようなことを中心に聞かせていただきまして、主に日課というよりはお友達のことや先生のことや、あるいは食事のことですね。あとは外遊びなどのことについて、好きとか嫌いとか、そういった意見が多くございました。いただいた意見につきましては、それぞれの一時保護所にフィードバックをしております、ただ、幼児はほかにもこの取組にかかわらず、外部の第三者委員も含めまして聞き取りなども行っておりますので、そういった色々な意見も踏まえまして幼児の意見をできるだけ日課に取り入れたり、あるいは支援に取り入れて、一時保護所の支援を行っているようなところでございます。

○榎沢委員 重ねて、私はやはりどういう観点かが大事であると思っております、それは当たり前の生活ですね。子供にとって当たり前の生活ということを我々は視野に入れる必要があるだろうと思っております。この中でも家庭と同じような環境でということをおっしゃっています。それはもちろん家庭と同じなのは大事ですが、家庭だけでなく社会生活の中で、子供にとってこれは当たり前だというように我々が言える、そういう環境をいかにしてつくっていくかということも、一方では念頭に入れて、取り組んでいく必要があるかなと思っております。

○柏女委員長 ありがとうございました。

今回はアンケートの結果なので、あくまで点という形になるのですが、今、榎沢委員がおっしゃったことは、それをどうフィードバックし、また改善していくかという線としてつなげていくことの重要性をおっしゃっていただいたようにも思うし、そのときの観点が非常に大事だということをおっしゃってくださったかと思います。この計画の中でもアンケートは引き続き続けていくということを明記しておりますので、その中で実践を積み重ねながら、どのようなアンケートをやっていくのか、あるいはどのようなヒアリングをしていったらよいのかということを積み重ねていただければなというように思います。それが榎沢委員の願いに応えることになるのではないかとこのように思いました。ありが

とうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

米山委員、お願いいたします。

○米山委員 米山です。

今のご意見に少し関連するのですが、今現在の取組として幼児や障害児向けの、子供の意見を言える、そういう啓発の取組をしています。その中で厚生労働省といいますか、こども家庭庁のほうで、障害児の権利ということの中では、子供の意見形成と意見表明という言葉を使っています。それで、本文の51ページ辺りになるかと思うのですが、そういったときにやはり少し長く生活している子供たちに、意見が言えるという意見形成と、そういう言葉を少し入れてみたらどうかと。意見形成支援、意見表明支援という厚生労働省といいますか、今後の障害児の子供の意見の在り方、権利擁護というところでそういう言葉を使っていますが、やはり意見形成はとても大事で、言ってもいいよという、今啓発物でやっているものを子供、幼児、それから、障害児も聞いてみると、分かるという感じで、意見を言ってもよいのだと、まさに意見形成支援をしているような感じがあるので、ぜひ意見形成支援というものを言葉で入れるかどうか検討していただくとよろしいかなと思いました。

以上になります。

○柏女委員長 ありがとうございます。

本文の修正にも関わる大事な御意見だったかなというように思って聞かせていただきました。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

よろしければ、ここで1つの区切りにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

いただいた御意見の中で今のような修文に関わることと、それから、運用面で大事なこととか、あるいは専門部会の中で議論されてきたことなども入っていたかというように思いますが、それを聞いて新保副委員長のほうで何かコメントがございましたらお願いしたいと思います。

○新保副委員長 御意見ありがとうございます。

専門部会の中でもほぼ同じような議論が出てきたということを改めて振り返りました。地域で里親の力を生かしていただくということが、おそらく措置解除との関係で増えてくるであろうということをめぐって、里親の領域の方々からの似たような御発言があったことを振り返りました。それから、児童心理治療施設の設置ということについても御意見が

あったことを振り返りました。それから、医師の力をもっと借りたいという意見も強くありました。それが実現するように、これから先、計画を継続して煮詰めて、継続して見直していくということが必要なのだということが出てきました。また、専門人材については、施設の夜間勤務の方、それから、一時保護所の夜間勤務に関すること、そして、児童相談所の専門職員についてのこと、これも専門部会の委員の方々、そして、事務局からも出たかなというように思います。

今回、令和6年12月末までにまとめるということで計画をつくらせていただきましたが、計画の進捗状況について、それを管理するということが計画の中に入っております。これは事務局、そして、おそらくこの後同様の専門部会がいずれ設置されることになのではないかなと思いますが、令和9年度を目安として中間的な時期で振り返りを行い、おそらく再検討を行うということが必要になってくるだろうと思います。

我々の意見、我々の気持ち、子供に対する気持ち、そして、子供の普通の姿を確実に確保するということ、そういうことを東京都のこの領域の仕事として皆さんと一緒に進めていくことができたらありがたいと思うし、話している限り、事務局の方々もそのような思いをお持ちだなということを何度も確認する機会がございました。御一緒に計画の進捗を管理し進めていくという役割を果たしていただければありがたいなというように思います。

以上でございます。

○柏女委員長　ありがとうございました。

この東京都とは別に私も、先ほど青木委員もそうでしたが、区の児童相談所の計画にも携わっておりますが、やはりそこで意見が出たのは、心理的なケアが必要な、重篤な子供たちのケアはなかなか区児童相談所だけではやり切れないところがあるので、そういう意味ではこの計画に期待するところが非常に大だというようなお話なども、区の児童相談所の意見の中では出ておりました。そこで、先ほど新保副委員長からもお話がありましたが、この計画の見直しは中間年にするけれども、それと並行して、児童自立支援施設の在り方あるいは心理的な治療が必要な子供たちのケアの在り方については、引き続き議論するのだということを、「第4章 計画の進捗評価と見直し」の中で述べさせていただいております。持ち越した課題も当然あるわけですが、それらを計画が始まってからでも、すぐに引き続き進めていければというように願いを込めて、答申というか、意見を出させていただいております。ありがとうございました。

それでは、今たくさんの御意見を頂戴いたしましたので、それも踏まえて最終案を事務

局のほうで取りまとめていただければというように思いますが、皆様方、それでよろしいでしょうか。

○（一同 首肯）

○柏女委員長 ありがとうございます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

まずは里親制度の運営に係る見直しについて、事務局から御報告をお願いいたします。

○育成支援課長 事務局の育成支援課から報告事項、「里親制度の運営に係る見直しについて」御説明させていただきます。こちらは令和6年11月の第615回里親認定部会で御報告しまして、御意見いただいた内容なのですが、改めてこの場で御報告させていただければと思います。

まず、資料4「里親制度の運営に係る見直しについて」の1ページ目を御覧いただければと思います。

まず、現在の「里親認定・登録の流れ」を簡単に御説明しますと、里親になることを希望される方は児童相談所に申請書を提出いただきまして、本庁のほうで児童相談所からの進達を受け、児童福祉審議会の里親認定部会にお諮りし、適格と判断された方を里親として認定し、里親名簿に登録をしております。里親として適格であるということを認める認定については有効期間の定めを設けておりませんが、里親登録簿は東京都では2年ごとの更新の手続が必要というような運用を行っております。一方、法令では、里親とは研修等を修了して要件を満たすもののうち里親名簿に登録されたものという規定になっておりまして、こちらの国の法令では認定という概念はございませんで、登録の有効期間は5年とされております。

資料中段の「現行制度の課題」という欄を御覧いただきたいのですが、東京都では認定と登録という考え方で制度を運用しておりますが、先ほど申し上げたとおり、法令では名簿に登録されたものとされておりますので、認定という考え方がございません。有効期間につきましては、法令では5年、東京都では2年ということで乖離が生じているというような状況でございます。また、東京都の要綱上は有効期間の2年間を経過した場合は登録を取り消すことができるという規定にはなっておりますが、認定を取り消すという規定はございませんので、更新の意思がないと思われるという里親でも申出がない限りは認定が継続しているというような状況になっております。

続いて、資料下段の「改正案の概要（令和7年4月1日より）」を御覧いただければと

と思いますが、基本的には今御説明申し上げたような法令との違いを法令に合わせた運用するとするために、主に記載の3点が改正点ということになります。

1点目としては、認定と登録という概念なのですが、結局この2つは連動するものとなっております、里親として適当と認めて里親名簿に登録するというのを併せて登録という形にするというように考えております。2点目としては、登録の有効期間は法令に合わせて5年間とするというような改正を考えております。3点目として、5年を経過しても更新の意思がない里親につきましては、里親名簿から削除するというような規定にしたいというように考えております。

改正時期は令和7年4月1日からを予定しております。

資料の2ページ目を御覧いただければと思います。

登録の有効期間を2年から5年に変更するという事で今御説明申し上げましたが、そのことで懸念されている点についてまとめた内容になります。里親の登録更新の際は、登録更新時研修の受講を必須としております。それ以外にも任意で受けられる研修等のメニューはありますが、定期的に受講の義務が生じる研修としては登録更新時研修のみとなっておりますので、現行では2年ごとにこの研修を受けていただいておりますが、5年に登録期間を変更しますと、研修の機会が5年ごとになるというところが懸念になっております。制度改正等も頻繁にある中で、この受講のスパンが空いてしまうということが問題ではないかと考えているところです。

また、更新時は里親の家庭に訪問しまして調査を行っておりますが、更新の機会が5年ごとになるということで、里親の状況把握の間隔が空いてしまうということも考えられます。

そこで、それに対しまして、研修については中間の年で更新時研修あるいは個々の里親の養育力等を勘案した上で適切な研修の受講を推奨していきたいというように考えております。また、家庭訪問についても、現状でも未委託の御家庭については年に1回必ず訪問を行うというような体制を取っておりますが、随時の状況把握や計画的な訪問など、研修の受講推奨と併せて手厚く行っていくことで里親の状況把握についても努めていきたいというように考えております。

令和7年度、東京都では里親支援を行うフォスタリング機関が全ての児童相談所に展開するというような状況もございますので、今御説明申し上げたような体制を取ることで、里親の方々の質の担保という点についても図っていきたいというように考えております。

また、この改正に伴いまして認定という概念がなくなることから、現在、里親認定部会という名称で部会を運営させていただいておりますが、令和7年度の5月開催予定の里親認定部会からは部会の名称を里親部会に変更させていただきたいというように考えております。

御報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柏女委員長　ありがとうございます。

これは里親認定部会でも報告されたということですが、横堀部会長、何か補足ありますでしょうか。

○横堀委員　ありがとうございます。

里親認定部会でも本件の御報告を受けました。懸念点も示されましたことから意見交換をいたしました。今後更に家庭養育を推進する方向性にある中、大きな制度改正だと思います。法令との乖離を調整することには一定の意味があると受けとめ、部会でも変更の要点、改正による影響について確認し、心配される点については委員より意見を述べました。これまで東京都では2年ごとの登録更新が行われ、里親が研修を受ける機会が他自治体より回数多くもたれていたことは、里親の育成という意味で丁寧に取り組まれてきた証であったとも思います。社会的養護においては、施設だけでなく里親にもケアニーズの高い子供が実質措置されている現状がございますし、家庭養育の安定性、安心を今後より高める必要性もあります。そこで、研修につきましては、単に研修の回数、頻度が減り「軽くなってよかった」ということにならないよう、また子供の養育力につながる里親の育成については今後も工夫を加えていただきたい旨、部会におきまして意見を申し上げました。

先ほど5年の更新の間に、里親に研修を推奨していくご説明もあったのですが、推奨という言葉で足りるのか、心配もあります。フォスタリング機関並びに児童相談所職員が里親と話す際、里親の研修意欲にどうつながってくるかということもあると思いますので、特に研修の進め方について工夫をしていただきたいとの意見もすでに申ししております。

それから、制度改正に伴い、従前は2年に一度であった各里親家庭の状況把握を、必須という意味では今後5年に一度行う形になるようです。この点につきましても、それで十分かとの思いが浮かびます。子供の委託、マッチングの検討におきましても、家庭の状況確認は確実にを行うことが重要と考えますので、必要に応じて随時、引き続き丁寧に手がけていただきたいとの意見も申し上げました。このような変更をすることで里親制度にかかわる現場の専門職が戸惑ったり、どのように変更させながら確実に委託やその前後の支援

等を手がけていくのかをめぐっては、加えなければならないプラスアルファが生じるとも思いますので、都の方でも関係者と対話を重ねて具体化を進めていただきたいと考えています。

私からは以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、今の御報告について皆様から何か御意見、御質問等ございますでしょうか。ありましたらお手をお挙げいただければと思いますが。

お願いいたします。古川委員ですね、お願いします。

○古川臨時委員 中野区の古川でございます。臨時委員でございますが、一言意見を言わせていただければと思います。

この里親制度の運営に関する課題があることは承知しておりましたので、今回、東京都がこういう方針だということは理解いたしました。中野区といたしましても、特に懸念点も含めまして異論がある話ではないなというように今聞いて思っているところでございますが、施設や里親に関しては、結構オール東京で今まで協議をしてきたといったところもございますので、この件に関しましても、基本的には広域の協議事項に当たるのではないかなというようにも思っております。もう間もなく行うことではあるかなと思いますが、同時に特別区のほうにも協議を重ねていただければというように考えるものでございます。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。私もその質問をしようと思っていたのですが、区にはねるのかという話をしていたのですが、今、古川委員から御質問していただきましたが、事務局としてはどうでしょうか。

○育成支援課長 御質問いただきまして、ありがとうございます。

令和5年度からこの里親制度の見直しについてということを東京都で事務的には検討しておりまして、その検討の段階から特別区の御担当者様の会議では情報共有しながら進めさせていただいているところです。最終的に2年から5年に変更するということも、特別区の担当者の会議の中では情報共有させていただいておりますが、また正式にこの本委員会をもって御報告させていただきましたので、特別区とも調整をさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

○柏女委員長 分かりました。

では、引き続き古川委員の御指摘のとおり丁寧な協議をお願いできればと思います。あ

りがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、今の委員から御意見について今後の参考として進めていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、各部会の報告に移りたいと思います。令和5年度の各部会の審議内容について報告をしていただきます。部会ごとに事務局からまずは説明をしていただいて、それぞれ部会長の方々から御意見や御感想を頂戴したいというように思います。

では、まず里親認定部会から、事務局のほうからお願いをいたします。

○育成支援課長 それでは、里親認定部会について状況を御報告させていただきます。

「資料5 令和5年度における各部会の審議内容」の「里親認定部会審議内容（令和5年度）」を御覧いただければと思います。

まず、令和5年度の開催回数でございますが、令和5年度は例年同様6回開催しております。審議件数でございますが、令和5年度は養育家庭について56件、養子縁組里親76件、専門養育家庭3件、親族里親1件、合わせて136件の諮問が行われております。そのうち133件が適格、養子縁組里親については1件が不適格、養育家庭については2件が再調査との結果になっております。また、再調査のうち1件は、その次の里親認定部会で適格とされておまして、もう1件は取下げとなっております。

里親認定部会の御報告については以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

重ねてで恐縮ですが、横堀部会長はいかがでしょう。

○横堀委員 ありがとうございます。

令和5年度の里親認定部会の状況はただいまの御報告のとおりでありました。里親申請者の状況はかなり様々となっております。不妊治療を諦めて養子縁組里親を希望する家庭も多くあります。また、すでに養子縁組里親として登録している家庭が養育家庭への申請を加えられるケース、養子縁組里親と養育家庭の二重登録を当初から希望されるケース、はじめから養育家庭を希望されるケース、親族里親の申請ケースなどがございます。

そこで、里親認定部会では申請者が社会的養護の理解をまずは持っておられるか、それから、実際に子供の委託があったときに子供のニーズに応答する家庭生活を実際につくっていただけたらどうか、関係者との対話、協働ができそうか、加えて心配が感じられる点等について、委員の皆様と質的な協議を重ねております。結果、適格・不適格という意見を答

申いたしますが、単に里親としての可否にとどまらず、その後の委託やマッチング、委託後支援につながるような観点を確認したいという趣旨で細やかな部分につきましても具体的に意見交換をしまいいりました。

先ほど不適格や再調査と答申した件があった旨、ご報告がありました。審議自体は非公開ですので具体的な説明は控えますが、それぞれ慎重に審議いたしました結果、要件に照らして十分満たしていないのではないかと、部会として意見を申し上げることもございました。一方、適格と答申する案件でありましても、それぞれの委員の方々の専門分野から、懸念がある部分について、あるいは今後子供の委託、養育の実際を想定する際、家庭に調整を願いたい点等について、子供の権利保障に直結することから積極的に意見をいただき、認定にあたり必要と思われるコメントはそれぞれ付してきました。よって、里親登録後の児童相談所やフォスタリング機関におけるマッチングや委託後支援を含む里親ソーシャルワークにあたり、確認した事項を確実に活かしていただきたいと願っております。

部会での審議に参加する経験を通して、家族、家庭の様子がさらに多様化している感覚を、近年、より強く感じております。ですので、里親認定に係る部会での確認が、何よりも子供にとっての安心、安全な養育環境を関係者とともにつくるための大事なプロセスであることを心しながら、引き続きしっかりと審議をしまいいりたいと考えております。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

もし委員の中で御意見、御質問がございますれば、一括して部会4つの報告を進めてから少し時間を取ればというように思います。

では、続きまして、子供権利擁護部会についてお願いをしたいと思います。

○子供・子育て計画担当課長 続きまして、「資料5 令和5年度における各部会の審議内容」の2ページ、子供権利擁護部会の令和5年度の実施状況について御説明させていただきます。主に網かけの部分を御説明したいと考えています。

まず、「1 開催回数」でございますが、令和5年度は毎月1回ということで12回開催してございます。

「2 審議件数」でございます。令和5年度は全部で35件ございました。その内訳としまして、「(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が27件、「(2) 児童相談所長が必要と認める事例」が8件でございます。

続いて、「3 被措置児童等虐待の状況報告件数」でございます。令和5年度の被措置

児童等虐待の通告受理件数は35件でございました。そのうち令和6年12月1日時点で調査済みのものが34件、調査の結果、虐待に該当すると判断したものが20件という状況でございます。虐待該当の内訳でございますが、社会的養護関係施設が17件、一時保護施設等が1件、障害児施設等が2件となっております。

私からの報告は以上となります。

○柏女委員長 ありがとうございます。

今日、藤岡部会長が御欠席ですので、竹内副部会長、いかがでしょうか。

○竹内委員 竹内からコメントさせていただきます。

まず、審議件数のうち「（1）児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」というものが令和5年度も最も多かったわけですが、これは具体的に児童福祉法28条1項に基づく申立ての適否に関する諮問という案件が1番多くございました。適否そのものだけではなくて、申立てが承認された後、ケースワーク全体をどのようにすればよいのかということについて、様々な立場の委員の皆様から多様な御意見をいただいて、深い議論をすることができたというように考えております。

次に、被措置児童等虐待の報告件数についても、件数自体はこのように令和4年度、令和3年度よりは減っておりますが、まだまだ被措置児童等虐待の状況が改善したというわけではないというように考えております。虐待該当は20件ですが、虐待に該当しなかったものについても虐待非該当というものだけではなくて、証拠などの観点から判断不可であったと、ただ、調査の中でやはりこれは施設を指導したほうがよいだろうと思われるようなものに関しては、積極的に文書指導ということで判断して意見を求められたという案件も多かったかというように考えております。また、虐待の背景として、まだ古い養護感であるとか、あるいは社会的養護に対する職員の理解の不足が背景にあるものが目立つのではないかなというように感じております。

以上、御報告いたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、児童虐待死亡事例等検証部会、事務局からお願いしたいと思います。

○家庭支援課長 家庭支援課長の安藤でございます。

「資料5 令和5年度における各部会の審議内容」の3ページ目を御覧ください。児童虐待死亡事例等検証部会の審議内容について御報告をさせていただきます。

まず、「1 開催回数」でございますが、令和5年度は開催回数9回行っております。また、ヒアリングを18の関係機関に対して行っております。

次に、「2 審議内容」でございます。下から2つ目の「令和5年度検証」でございますが、令和4年度中に発生しました重大な児童虐待事案14事例を検証いたしております。また、その14事例のうち、特に令和5年3月発生の台東区の事例に関しましては、個別に検証を行っているというところでございます。この14事例のうち4事例について児童虐待死亡事例等検証部会でヒアリング、1事例を事務局でヒアリングを行っており、また、先ほど申し上げた台東区の事案も児童虐待死亡事例等検証部会でヒアリングを行っているという状況でございます。その上で、令和5年3月発生事例の個別検証報告書とその他の事例の報告書を現在、最終調整中ございまして、今後公表する予定としているところでございます。

また、「令和6年度検証」でございますが、令和5年度中に発生しました重大な児童虐待の10事例について、こちらは現在検証を継続して行っているという状況でございます。

私からの御説明は以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

川松部会長、いかがでしょう。

○川松委員 今御報告いただきましたように、ヒアリング事例が多かったです。また、1事例については別途検証を行っております。ということなので、関係機関の方も調整していただくのは大変だったと思いますし、事務局の方も御調整いただくのは大変だったと思います。私たち委員も日程を合わせるのが大変だったなというように思います。

ヒアリングする中で、それぞれの委員の皆さんはそれぞれの専門領域をお持ちですので、専門的な見地から御質問いただいて、報告書にまとめる形で議論を進めております。できるだけソーシャルワークが有効に行われるように、どういう提言をしたらよいかという観点で各委員の方が専門領域からそれぞれ御提言をいただいているなというように思います。

そういう中で、1つは子供がこの状況でどういう心理的な影響を受けているかという、子供のウェルビーイングという観点から十分丁寧にアセスメントしていくことが必要なのではないかというような意見が出されていました。

あるいはこれはいつも同じだと思いますが、機関同士の情報共有がやはりまだ足りないところがあるな、不十分のところがあるなということを感じさせられます。

それから、前の年などと同じようなことを提言していることがやはり出てくるというこ

とがありまして、過去の提言が生かされていくことが必要だろうなというように思いますし、そうしたポイントについては、より強調して指摘していくことが必要かなというように思います。

あと最後に、担当された職員の皆さんの心理的な負担は相当に大きいものだと思います。そうした担当された職員の方のケアがとても大事だというように思います。これは東京都としても、あるいは各機関、各職場にあってもぜひ丁寧に職員の皆さんのケアをしていただけたらなというように思います。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に保育部会についてお願いします。

○保育支援課長 保育支援課長の青山より保育部会の審議内容につきまして御説明いたします。

「資料5 令和5年度における各部会の審議内容」の4ページでございます。

まず、「1 開催回数」でございますが、令和5年度は8回となっております。

次に、「2 審議件数」でございます。右下の合計欄を御覧ください。計画承認の件数が33件、設置認可の件数が41件となっております。全件適として承認いただいております。その下の「保育所に対する事業停止命令」、「認可外保育施設に対する業務停止命令・閉鎖命令」につきましては、0件となっております。

私からの御説明は以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

米原部会長、よろしくお願いいたします。

○米原委員 米原でございます。

令和5年度におきましては、開催回数は今御説明ありましたが、3月以外は隔月で開催すると、審議の件数が急激に減ってきているという状況でございます。これは令和5年度で設置認可が41件となっておりますが、1番多いときに比べて約10分の1程度になっているかと思います。これによって、しっかり時間を取って各委員の専門的な知見から御意見をいただくことができたかと思います。

ただ、コロナ禍を経て更に少子化が進む中、利用者が減少することによって運営費補助金が減るわけですので、各事業者の財政的な状況がひょっとしたら悪化しているのではないかという懸念もありまして、検討する中でそういった点に関しては、かなりしっかりと

見ていくというケースが多かったかと思います。

私からは以上です。

○柏女委員長　ありがとうございました。

今、4つの部会から年間の活動について御報告をいただきました。それぞれ所属しているらっしゃる委員の方々、ここにいらっしゃるメンバーの方々が所属していただいて、御意見を戦わせていただいております。心より皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

また、4部会長の本当に含蓄のある御意見、おまとめにも感謝を申し上げたいように思います。あとでしっかり議事録で勉強してみたいというようにも思わせる良い御報告をいただきました。心より感謝を申し上げます。

何かお1人、お2人、御意見、御質問等、全体を通じてなのですが、ございましたらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤臨時委員　臨時委員の武藤です。

子供権利擁護部会の件なのですが、この「3 被措置児童等虐待の状況報告件数」ということで、過去5年間の件数がここに示されています。1点質問なのですが、受理ということで、これは各施設や各子供たちなどを含めて、通告や報告などがあったものを全て受理という形にしているのか、通告や報告があった件のうち、これは該当するだろうと思って受理をしたのかどうかということが不明確だったものですから、お聞きしたいと思いました。

それから、もう1点は、毎年この報告を受けるのですが、子供権利擁護部会では、この案件に関する傾向と対策というか、先ほど古い養育感の問題だとか、それから、社会的養護の子供たちの背景の理解不足だとかがこういうことにつながっているのではないかという分析をされていましたが、そういうことも含めて、この傾向と対策、実践にどう生かしていくのかみたいな提言は出されているのかどうかということをお聞きしたいと思っています。2点です。

以上です。

○柏女委員長　ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○子供・子育て計画担当課長　子供権利擁護部会について回答させていただきます。

通告受理につきましては、子供、児童福祉司、施設職員または保護者の方などから通告

がありますが、通告があったものは全て受理をしています。そのほか、施設から事故報告として上がったものの中でも、これは虐待に該当するだろうというものは、権利擁護担当所管自ら通告対象として子供権利擁護部会に上げさせていただいている状況でございます。

また、被措置児童等虐待についての傾向と対策というところでございますが、こちらは施設の特徴などから特定されないよう配慮しながら、管理的な養育や、社会的養育の背景についての理解不足から被措置児童虐待となった事例等については、研修の材料として活用、虐待防止の対策としているところでございます。

以上です。

○柏女委員長 武藤委員、よろしいでしょうか。

○武藤臨時委員 はい。ありがとうございます。

○柏女委員長 これについては通告があったものを必ず受理する、東京都はそうなのですが、だからこそ件数が非常に多いわけですが、各県非常にばらつきがありましたので、国のほうで令和5年度にこの被措置児童等虐待通告の対応のガイドラインは全面改正を行って、必ずそれは受理するよという形で、全国一律にそれができるようになるようなことを国のほうでやっております。改正は私も委員長として関わりましたので、よく覚えております。

それから、2つ目ですが、東京都は被措置児童等虐待認定の件数は全国の2割ぐらいを占めるほど多いわけですね。多いというのは、しっかりと受理して検証しているということで、水際で、いや、それは違うのではないのと言ってやめてしまうようなことはしていないということなので、公明正大なので件数が多いということだろうというように思いますが、件数として多いので、そういう意味では国のほうでも全体の分析はしておりますが、東京都として検証報告が一定程度あってもよいのかなというように思いましたし、それぞれの施設で施設内虐待が起こりますと、検証委員会を設けてやっているはずですので、それらでどのような提言があったのかとかいうようなことも含めて、今後出していてもよいのかなというように思いました。武藤委員、貴重な御意見をありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

佐賀委員、お願いいたします。

○佐賀委員 委員の佐賀です。

すみません、この場で申し上げてよいのかよく分からないのですが、子供権利擁護部会

での審議案件に関しては、児童相談所から書面がまとめられたもので、それを基に検討させていただいているのですが、書面が要約され過ぎている感がありまして、できれば児童票の個人情報について仮名情報等に変換していただいて、その情報を事前にいただくことは可能なかどうかということ一度御検討いただけないかなと思っていました、子供本人申立ての意見聴取も始まってくる中で、子供と直接お会いして聴取すると、また子供権利擁護部会として意見を答申しないといけないという形になりますので、できれば当該児童の案件に関する情報をより詳細に御提供いただいた上で審議させていただけないかなと考えております。よろしくお願いいたします。

○柏女委員長 貴重な御意見、御要望だというように思います。必要になってくることもあるかというように思いますので、事務局で受け止めて御検討いただければと思います。ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

よければ報告事項については、これで終了とさせていただきたいと思います。

15分時間を残すことが皆様方の御協力でできました。冒頭に申し上げましたとおり、本日が今期最後の本委員会となります。今期を振り返って、特に今回御退任される委員の方々、今日は8名御出席をさせていただいていらっしゃいます。11名いらっしゃるのですが、8名の方に御出席をいただいておりますので、私も含めてなのですが、一言ずつこの時間の中で御意見をおっしゃっていただければありがたいなというように思います。

名簿は五十音順に私のシナリオでは並んでいるのですが、最後からいきます。山本委員からお願いできますでしょうか。

○山本委員 山本です。

長年にわたりお世話になりました。色々ありがとうございました。こういう検討というのは、もう日々にどんどん変化していきます。今回も継続的なモニターとフィードバックをして、進捗状況については見守りを続ける必要があるというような方向性が出されておりますが、まさにそのとおりでして、完成した瞬間に改定に関する検討が必要になってくるというような事態だと思います。そういう意味では、これからも息長く新しい時代に常に応じながら、今生きている子供たちにしっかりと支援の手が届くように、配慮が行き届くように、これからも継続的に皆さんには取組をお願いしたいと思います。

長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございました。お世話になりました。

では、続きまして、宮原委員、お願いいたします。

○宮原委員 都民公募で応募しまして、こちらに参加させていただいておりました。とても素晴らしい機会をいただきまして、ありがとうございました。

特に専門部会では集中的に参加させていただきまして、各専門の分野の皆さんの貴重な御意見に触れることができて、私自身とてもよい経験になりました。どうもありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございました。

では、宮田委員、お願いいたします。

○宮田委員 宮田です。

子供権利擁護部会に出させていただいて、小児科医としての立場でお話しさせていただいて、色々意見させていただいたのですが、色々な分野の方の意見を聞くことができて、むしろ勉強させていただいたような感じでした。その中で子供の権利表明ということが、年々重要視されてきているということが非常に感じられました。普段の診療の中でも、リスクのある子供たちや権利が阻害されているなということに、より気づくことができてきたかなと思いますので、今後もこの経験を生かして子供の権利が守れるように働いていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございました。

藤岡委員も今期で御退任ですが、本日御欠席です。

竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員 竹内です。

私も宮田委員と同じく約8年間、子供権利擁護部会で活動させていただきました。本当に色々な分野の委員の皆様の御意見というのが、普段触れる機会がないこともありまして、非常に勉強を毎回させていただいたというように思っております。令和5年度の報告には入っていなかったのですが、ちょうど最後に子供本人による児童福祉審議会への申立てというものを経験することができました。子供御本人、子供が児童福祉審議会の委員に対して直接意見を述べて、それを踏まえた上で児童福祉審議会委員の私たちが意見を出し合って、どうしていくのがよいのかということ話し合って、かなり白熱して議論もなかなか終わらなかったというところがありました。そこで、改めて子供の最善の利益というものは何なのだろうということを考える、最後により機会をいただいたというように思っております。

この長い貴重な経験を今後の活動に生かしたいと思っております。今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○柏女委員長　ありがとうございました。

それでは、続きまして、高田委員、お願いいたします。

○高田委員　都民公募という形で参加させていただいております高田です。

貴重な場に参加する機会をいただき、ありがとうございました。各専門分野の皆様の御意見に触れ、たくさんの気づきを得ることができました。この場で得たこと、学んだことを今後地域での交流や活動に生かしていけたらと考えております。ありがとうございました。

以上です。

○柏女委員長　ありがとうございました。

続いて、式場委員も今回で御退任ですが、本日御欠席との御連絡をいただいております。

それから、加茂委員も御欠席ということです。

続きまして、榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員　私は保育部会で審議に参加させていただきまして、保育部会は施設の認可等をやっているのですが、毎回書類が来ます。書類を見て色々審査するわけですが、一方で今でも保育の現場で不適切な保育が行われているというようなことがマスコミ等で取り上げられたりします。そういうことを耳にするたびに、書類でどれだけ我々は子供のことが守れるのだろうかというような思いがありまして、やはり書類だけでは見えない施設の実態というものがあると思うのですね。これから色々書類を通して審査して、認可していくという際に、本当の姿というものをどう捉えていくかというようなことも、一方で考えていく必要があるのではないかなというようなことは、やはり感じます。現場で保育士によって子供が虐待をされるとか、暴言を浴びせられるというようなことというのはあって、私は養成校にいますが、学生が実習に行ってそのようなことを見て報告に来るというようなことが現実としてあるということはあります。

そういうことを考えて、慎重に我々は書類を通して色々注文を出したりするのですが、それで十分かなというようなことはやはり思うところがありますので、ぜひ子供が本当に幸せになるという環境をどうつくるかということを更に考えていただければと思っております。

以上です。

○柏女委員長　ありがとうございました。

それでは、石田委員、お願いいたします。

○石田委員　８年間、里親認定部会に所属をさせていただきました。おそらくトータルで１，０００件以上の申請、登録について確認をさせていただいてきたと思います。審議の中で申請書を拝見する中で、これから里親になろうという方々の本当に純粋で熱い思いに触れさせていただきまして、同じ同志として、とても心強く毎回刺激を受けておりました。今後も引き続き施設法人を拠点にしながら、地域の里親の思いを少し知っている者として、引き続き家庭養育の推進をお手伝いできたらと思っております。どうもありがとうございました。

○柏女委員長　ありがとうございました。

最後に私からも少し感想を述べさせていただければと思います。

長かったなという思いで、いつから始めたのだろうと調べたら平成７年でした。ということは、今は令和７年なので、３０年間でしょうか。任期は４期が原則で、１年やめれば振り出しに戻るらしいので、またお願いされまして、結局その間ブランクがありましたが、四半世紀、２６年間児童福祉審議会に関わりを持たせていただきました。１番多かったのが子供権利擁護部会で、１０年間でちょうど３００事例だったのですが、通し番号がついているので分かるのですが、１年間に大体３０事例、今回と同じような感じですが、それをしてきて、本当に勉強になったなというのが思いです。３０事例をディスカッションしてきたおかげで、今も児童相談所やこども家庭センターでのケースカンファレンスや勉強会などに参加したりすることもできておりますので、貴重な経験が積めたなというようなことを思っています。

あとは専門部会です。社会的養育推進計画を策定するような専門部会も１０ぐらい参加をさせていただいて、委員長だったり、あるいはオブザーバーだったり、あるいは委員として参加をさせていただきました。そこでも様々な提言に携わらせていただいて、これも勉強になったなというようにも思っております。

思い出は尽きないのですが、しかし、考えてみたらもう、四半世紀やっているというのはもう化石ですので、ここらで退任させていただければというように思って、終わりにさせていただこうというようにも思っております。本当に皆様方にはお世話になりまして、ありがとうございました。

それでは、ほかに漏れている方はいらっしゃるのですかね。事務局のほうで御退任とい

うか、自発的御退任とかもあるのかもしれませんが、ないですね。分かりました。

それでは、これで今期の児童福祉審議会を終了とさせていただきますと思います。

最後に、事務局から今後のことについてお話をいただきまして終わりにしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○福祉局次長 福祉局次長、浅野でございます。

本日も活発に御議論いただき、誠にありがとうございます。本日の御意見をしっかり受け止めさせていただきます、社会的養育推進計画を取りまとめていきたいと存じます。そして、柏女委員長からもございましたが、本日の本委員会が今期の東京都児童福祉審議会における最後の会議でございます。柏女委員長をはじめといたしまして、今期をもって御退任される委員の方も多くいらっしゃいます。改めて長きにわたり委員をお務めいただいた皆様方に感謝申し上げます。引き続き東京都の福祉行政に御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

長い間、誠にありがとうございました。

○柏女委員長 それでは、今日の児童福祉審議会はこれで終了とさせていただきます。遅い時間まで、また、皆様方には御協力をいただきまして、午後8時には終えることができました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

午後7時58分

閉 会
